

ハイライト:

- ・消費税が平成26年4月から8%、平成27年10月から10%になります！
- ・消費税率8%への税率引上げ後において、改正前の税率(5%)が適用される経過措置があります！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
「消費税率の引上げ」について	1
「消費税率引上げに伴う主な経過措置の概要」について	2

梅雨に入り紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。平成26年4月1日から「消費税率が8%へ引上げとなります。第54号では、「消費税率の引上げに伴う経過措置」について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。



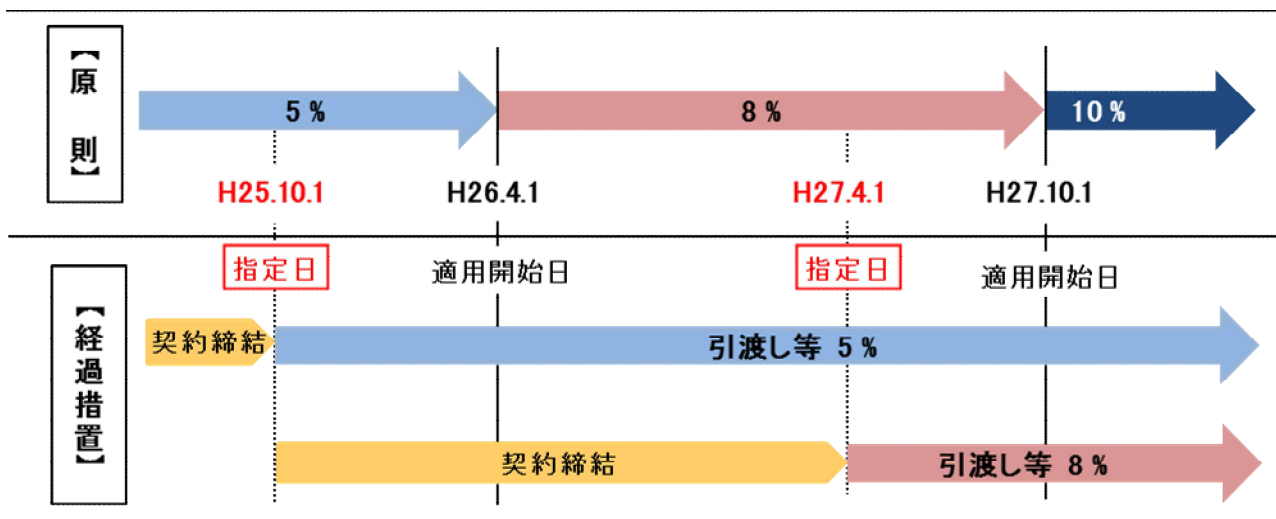
なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 「消費税率の引上げ」について

2012年9月発行のたっくすニュースフラッシュ第51号(法人様向け)でも、「消費税の改正」をご説明いたしましたが、消費税増税までにいよいよ1年を切りました。今号でも改めて「消費税率の引上げ」について及び「主な経過措置の概要」について取り上げていきます。

消費税率は、平成26年4月1日から8%・平成27年10月1日から10%へと段階的に引上げられます。なお、消費税率の引上げに伴い、一定の要件を満たす場合には8%の増税後にも現行の5%となる経過措置が設けられています。(8%から10%税率引上げ時における経過措置については未定です。)



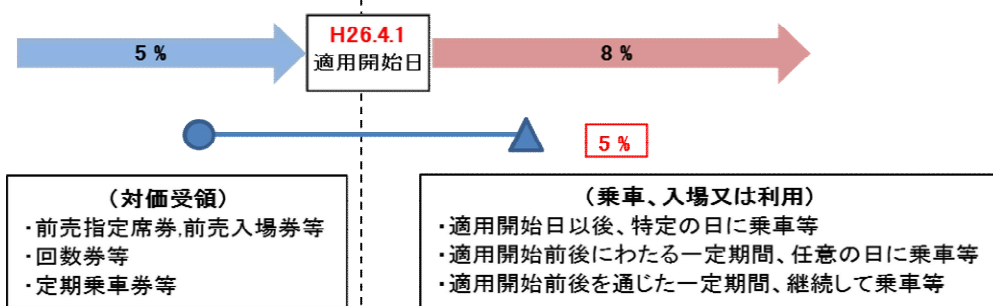
## 「消費税率引上げに伴う主な経過措置の概要」について

8%への税率引上げ後においても改正前の旧税率5%が適用される主な取引を取りあげます。国税庁の『平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A』（平成25年4月）を参考にしています。

### (1) 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

Q) 旅客運賃・映画・演劇を催す場所、美術館、遊園地等への入場料金等のうち旧税率が適用されるのは、どのような場合ですか？

A) 事業者が、旅客運賃、入場料金等を適用開始日(平成26年4月1日)前に販売し料金を領収している場合において、その乗車、入場又は利用(以下「乗車等」といいます。)が適用開始日以後となる場合は旧税率(5%)が適用されます。乗車券等が発行されない、いわゆるチケットレスサービスによる乗車等の場合にも、その旅客運賃等を適用開始日前に領収している場合には、この経過措置が適用されます。



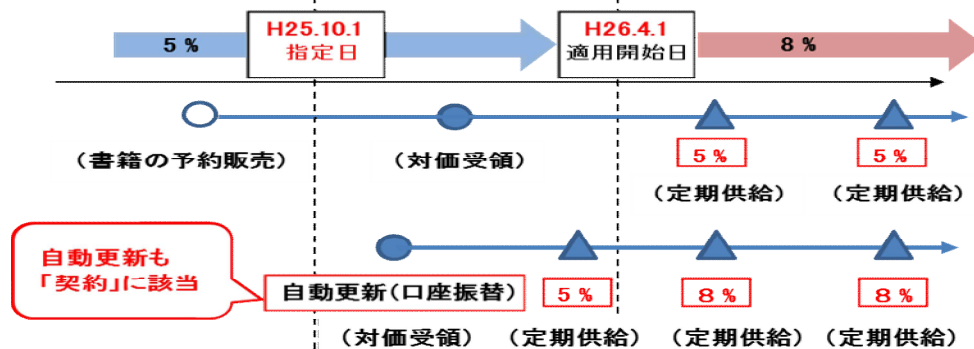
Q) 利用者が適用開始日(平成26年4月1日)前に、ICカードに現金をチャージ(入金)し、適用開始日後ICカードにより乗車券等を購入する場合、または乗車等する場合は経過措置は適用されますか？

A) 利用者によってICカードに現金をチャージ(入金)された時点では、乗車券等の販売をおこなっていることとなりませんので、この場合は旅客運賃等の税率に関する経過措置は適用されません。よって、乗車時には税率8%となります。

### (2) 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置

Q) 月刊誌を定期購読しており、1年分の購読料(平成26年3月分～平成27年2月分)を平成26年2月に口座振替(自動更新)で支払っています。この場合、適用税率はすべて5%の処理でよいですか？

A) 「自動更新」についても、当事者間の合意により新たな契約の締結があったとみなされ「契約」に該当します。この場合、購読契約日が指定日以後となるため、(平成26年3月分)は5%の税率、(平成26年4月分～平成27年2月分)は、8%の税率となります。この経過措置は、書籍以外の商品の予約(注文)販売には適用されません。商品の売買については、原則、引渡日の税率が適用されます。



### 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧ください

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>